

令和 7 年度第 2 回
朝霞市地域福祉計画推進委員会
朝霞市地域福祉活動計画推進委員会 議事録

令和 7 年 8 月 2 2 日

福祉部 福祉相談課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回 朝霞市地域福祉計画推進委員会 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会	
開 催 日 時	令和7年8月22日（金） 午後2時30分から 午後4時30分まで	
開 催 場 所	朝霞市総合福祉センター 第1・第2会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和7年度第2回

朝霞市地域福祉計画推進委員会・朝霞市地域福祉活動計画推進委員会

令和7年8月22日（金）

午後2時30分から

午後4時30分まで

総合福祉センター第1・第2会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

（1）基本理念について

（2）第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期地域福祉活動計画 素案について

（3）成年後見制度利用促進計画について

（4）その他

4 閉 会

出席委員（12人）

委 員 長

丸 山 晃

委 員

宮 本 雄 司

委 員

川 村 岳 人

委 員

新 坂 康 夫

委 員

横 田 暁 子

委 員

中 村 敏 也

委 員

中 村 加津雄

委 員

伊 藤 允 光

委 員

池 田 直 弥

委 員

山 岸 亮

委 員

岡 田 都 子

委 員

小 川 律 子

欠席委員（６人）

副 委 員 長	土 佐 隆 子
委 員	池 田 玉 季
委 員	尾 池 富美子
委 員	村 串 克 己
委 員	田 畑 康 治
委 員	木 村 宏

市事務局（７人）

事 務 局 福祉部長	佐 藤 元 樹
事 務 局 福祉相談課長	山 木 健
事 務 局 福祉相談課長補佐	平 岡 謙 一
事 務 局 福祉相談課福祉相談係係長	萩 原 朋 子
事 務 局 福祉相談課福祉相談係主任	佐 久 間 悠
事 務 局 福祉相談課福祉相談係主任	國 重 慶 子
事 務 局 福祉相談課地域福祉係主任	高 麗 大 輔

社会福祉協議会事務局（４人）

事 務 局 常務理事	渡 辺 淳 史
事 務 局 地域福祉推進課長	白 木 順 子
事 務 局 地域福祉推進課長補佐兼係長	上馬場 徹
事 務 局 地域福祉推進課地域福祉推進係主査	秋 山 晋 司

計画策定支援事業者（２人）

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	大塚氏、國分氏
------------------------	---------

司法関係者（２人）

弁 護 士	江 口 裕 樹
司 法 書 士	高 橋 明 子

資料一覧

- ・ 次第
- ・ 第 5 期朝霞市地域福祉計画及び第 5 期朝霞市地域福祉活動計画 素案
- ・ 第 4 期朝霞市地域福祉計画及び第 4 期朝霞市地域福祉活動計画
令和 6 年度進行管理・評価シート（朝霞市）
- ・ 第 4 期朝霞市地域福祉計画及び第 4 期朝霞市地域福祉活動計画
令和 6 年度進行管理・評価シート（朝霞市社会福祉協議会）
- ・ 素案へのご意見・ご質問等

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・高麗

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、朝霞市地域福祉計画推進委員会及び地域福祉活動計画推進委員会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、福祉相談課の高麗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めに、本会議は会議録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、本会議は「審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっておりますので、この後、会議の途中で傍聴希望者があった場合には、傍聴席の範囲内で、入場していただきますので、あらかじめご了承ください。

◎2 委員長あいさつ

○事務局・高麗

それでは、開会にあたりまして、丸山委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○丸山委員長

皆さんこんにちは。前回前々回と2回に渡り、グループでディスカッションをし、皆さんからさまざまな意見を出していただきました。それらを踏まえて、今回、次期の地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案が出てきました。また、これまでのさまざまな調査やデータ等も含めて資料が出てくることになると思います。これから次期計画の検討をするにあたり、今回は事務局からの説明がいつもよりは多い形にはなりますが、皆様からの忌憚のない確認や質問、意見をいただきたいと思います。ただ、今日すべての意見を出していただくとかなりの時間がオーバーするかもしれませんので、適当なところで切らせていただき、残りの意見は別途ペーパー等でいただき、次回もう少し入念に揉んでいきたいと思っています。前半の部分では確認や意見がありましたら出してください。今日の中身は後半部分になりますが、皆さんといろいろなディスカッションができればと思います。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

◎ 資料確認・出席状況報告・本日の会議の進め方

○事務局・高麗

ありがとうございました。議事に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。本日の資料ですが、次第のほか、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画 素案」、当日資料として配付した参考資料「第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画 令和6年度進行管理・評価シート（朝霞市）」「第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画 令和6年度進行管理・評価シート（朝霞市社会福祉協議会）」「素案へのご意見・ご質問等」「コミュニティソーシャルワーカーのチラシ」以上の4点になります。お手元がない方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の会議に入りたいと思います。本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員18名様中12名の方にご出席いただいておりますので、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例第7条第2項の規定に基づきまして、会議が成立することをご報告いたします。

次に、本日の会議についてご説明いたします。本日は、次第にもありますとおり、議題（1）に「基本理念について」、議題（2）に「素案について」、議題（3）に「成年後見制度利用促進計画について」とさせていただきます。まず、議題（1）につきましては、前回委員の皆様にご検討いただきました基本理念について確認させていただきます。次に議題（2）につきましては、前回骨子案に対して承認いただきました施策の体系・方向性についての素案を作成しましたので、主に51ページからの「第4章 施策の展開」について説明させていただきます。議題（3）につきましては、「成年後見制度利用促進計画」については前回ご承認いただきましたので、有識者として弁護士と司法書士の方にご出席いただき、策定の趣旨・内容について説明させていただきます。

ここからは委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いします。

◎ 3 議題

（1）基本理念について

○丸山委員長

本日の議題（3）「成年後見制度利用促進計画について」は、後ほど弁護士と司法書士の方にも入っていただき検討しますが、15時50分からは予定しています。それまでの時間で（1）と（2）を検討する形を取りたいと考えています。

それでは、議題（1）「基本理念について」検討したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・高麗

議題（1）の基本理念についてご説明いたします。

前回の推進委員会では基本理念について、皆様に細かい部分まで議論していただき、ありがとうございました。

最終的に委員長に一任していただきましたので、皆様の意見を参考に、市と社協で検討し、委員長とも協議し、素案の４７ページに記載したとおり、第４期計画と同じ「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を基本理念として定めたいと考えております。

グループディスカッションの中で「安心のまち」や「共生のまち」の言葉を加える案や、「共生」を分かりやすく言い換えて「お互いさま」や「いつでも地域でつながる」とする等の案が出ましたが、多くの方の考え方として、「理念はできるだけシンプルで分かりやすく、全体の方向性を決めるものがないのではないか」というものがあり、現在の地域社会のつながりが希薄化していく中、今後も支え合いの心を育んでいく必要があることと、複合化していく地域課題に対応するため、市・社協・地域の市民の方誰もが地域でつながっていくことを目指すという思いを込め、第５期も第４期計画と同様の理念とするとの結論となりました。

○丸山委員長

ありがとうございます。４７ページにあるとおり、前回検討した基本理念についてさまざまな意見が出ましたが、現行どおりの形とする代わりに出てきた意見は、本文のさまざまなところに散りばめる形で進めていきたいと思っています。基本理念についてはこのようにしましたがよろしいでしょうか。

それでは、４７ページまでの、データの説明・計画策定の背景・懇談会を踏まえた資料等の部分について、何か確認やご意見はありませんか。

○岡田委員

８ページからデータが出てきますが、まず、人口世帯のこれからの増加の見込みが入っています。現在は１４万くらいの人口ですが、それまでの推移がありません。１３ページから１５ページに渡り、今までの人口に対する割合の増減の推移が載っていますが、例えば、生活保護の場合、保護人員や保護世帯数は増えているようですが、人口の推移が分からないため人口比としてはどうなのかが分かりません。そのあたりが分かるように、すべてをパーセントで統一する等工夫していただきたいと思います。

○丸山委員長

資料の中で、これまでの経過のデータとこれからの将来予測を対照したときに分かりにくいため、分かりやすい形で資料に載せてほしいというご意見だと思います。

○岡田委員

以前は、人口の推移が載っていました。そこで計算するとすぐに人口比が出せました。

○丸山委員長

載せ方については検討をお願いします。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

◎３ 議題（２）第５期朝霞市地域福祉計画及び第５期地域福祉活動計画 素案について

○丸山委員長

それでは本日の本題ですが、議題（２）「第５期朝霞市地域福祉計画及び第５期地域福祉活動計画素案について」となります。４９ページの「施策の体系」に基本目標が４つ掲げられており、それぞれに３つずつの方向性がありますので、全部で１２個の項目に分かれています。そのうち２－（２）「権利擁護と尊厳の確保」は、後ほど弁護士と司法書士の方に入っていて「成年後見制度利用促進計画」という形で検討しますので、それを除いた１１項目を１つ１つ事務局から説明をいただき、確認事項等を皆さんから出していただきたいと思います。項目が多く、量の多い項目と少ない項目がありますが、市役所・社会福祉協議会それぞれから説明をいただきますのでよろしくお願いします。

まず、５１ページの「基本目標１ 地域共生社会の構築」の「方向性（１） 地域共生社会に向けた支援体制の構築」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

地域福祉の施策の展開について説明させていただきます。

その前に、前回の骨子案から追加した部分についても説明いたします。前回の推進委員会で承認いただいた骨子に対して、前期計画の振り返りや次期計画の施策の展開等を追加した箇所についてお示しします。なお、議題（２）を説明するにあたり、現在の第４期計画を「前期計画」、策定中の第５期計画を「次期計画」とお伝えしますのでご了承ください。

５ページから７ページをご覧ください。こちらには、「前期計画の振り返り」として、前期計画の３つの基本目標ごとに関連部署へのヒアリング・評価を行い、これまでの取組と今後の課題について記載しています。

４６ページをご覧ください。こちらの「課題のまとめ」につきましては、この前にあります８ページ以降に掲載された、統計データ・各種アンケート・地域懇談会・団体ヒアリング等から見えてきた課題をまとめています。

５１ページから７３ページですが、「施策の展開」として、市及び社協の主な取組と地域でできることを記載しています。こちらについては、後ほど説明いたします。

７４ページをご覧ください。こちらは、計画の推進体制としまして、計画を推進するための周知に関することや、進行管理について触れております。具体的な評価方法については触れておりませんが、次期計画においては、これまでの１００以上ある個別事業単位での評価ではなく、施策の方向性ごとに関連部署が数値だけに捉われずプロセスを踏まえた評価を行い、取りまとめ課である福祉相談課や社協の地域福祉推進課がヒアリングを実施した上で、大きな方向性として４つの基本目標ごとに朝霞の地域福祉がどのように進んでいるのかを確認していきたいと考えています。なお、まったく同じものではありませんが、当日資料としてお配りした「令和６年度進行管理・評価シート」は、委員長判断により令和６年度から大きな方向性として進行管理することとし作成したものですので、参考にさせていただきたいと思います。

以上が、全体を通しての主な追加箇所となります。

それでは、先ほど飛ばしました51ページからの「第4章 施策の展開」について説明いたします。今回の計画背景にあたりましては、これまでの計画の成果と課題を整理し、市民の皆様や関係団体と共により実効性のあるものとすることを目指しております。その基本的な枠組みとして、大きく4つの基本目標を掲げ、その中で12の方向性を整理しました。これらの方向性については、現在策定中の市の最上位計画である「第6次総合計画」との整合性を踏まえながら取りまとめたものです。地域福祉計画が単独で進むのではなく、地域全体の施策体系の中で位置づけられ、相互に運動しながら推進されることが必要になると考えております。その上で市の主な取組と社協の主な取組をそれぞれ整理し、本日は現時点での内容をお示ししています。委員の皆様にはこれらを基にご審議いただき、ご意見をいただきたいと思います。各取組内容については現時点での案であり、今後さらに市の課長・部職員で構成される庁内の検討委員会においても素案の検討を重ねていくこととしており、関連各課にも改めて掲載内容の確認を依頼する予定です。そのため、本日もご提示する内容はあくまでも現時点のものであり、今後事務局での見直しをはかることも含め、変更となる可能性がございます。その際には適時委員長にもご相談しながら次回の本委員会にて改めてご報告させていただきたいと考えておりますのでご了承ください。また、計画の具体性を高めるため、方向性ごとに達成度を確認できる指標や目標等を設定するとともに主な関連事業等も掲示していきたいと考えております。目標設定にあたっては、明らかに数値目標が適切である方向性には数値目標を、それ以外の方向性には文章等による目標にするなどし、実際の取組をとまなう進行管理が可能なものとなるよう取り組んでまいります。

52・53ページには、「市の主な取組」「社協の主な取組」「地域でできること」といった項目を掲載し、行政や社協のみならず市民自身の参画や協力が重要であるという視点も盛り込んでいます。本日の会議の都合上すべての説明を詳細に行うことはできませんが、その項目も含めお気づきの点やご意見をいただきたいと思います。

それでは方向性ごとの取組について説明いたします。

51ページをご覧ください。「基本目標1 地域共生社会の構築」の「方向性(1) 地域共生社会に向けた支援体制の構築」は「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する方向性となります。重層的支援体制整備事業は「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業であることを説明し、計画の期間を第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画と同じ期間にて策定することとなります。

52ページをご覧ください。市の主な取組としては、「1 包括的相談支援事業」「2 参加支援事業」「3 地域づくり事業」「4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「5 多機関協働事業」の5事業を行うことと、地域包括ケアシステムのさらなる深化を行います。

○事務局・秋山

続きまして社協よりご説明いたします。

社協では地域共生社会に向け、複雑化・複合化する課題に対応していくため、関係機関と会議や

研修会を持ち、地域課題や地域資源等の情報を共有し、顔の見える関係づくりを強化してまいります。

地域情報の把握につきましては、前期計画で朝霞市内を6つの地区に分け、地区ごとに担当職員を決め情報収集や地域の活動支援を行っていましたので、次期計画についても引き続き地区ごとに地域情報の把握に努めてまいります。

また、令和7年7月よりコミュニティソーシャルワーカーが配置されており、地域に出向くことで、身近な生活課題を見つけ、支援につながっていない方々を支援につなぐ体制づくりを地域住民や関係機関と共に進めてまいります。

○丸山委員長

ありがとうございました。「基本目標1 地域共生社会の構築」の「方向性（1）地域共生社会に向けた支援体制の構築」のところで何かご質問やご意見等はございませんか。

○岡田委員

コミュニティソーシャルワークはとてもいいと思いますが、それを行うのは市の職員ですか、ボランティアですか。民生委員との違いは何ですか。

○丸山委員長

コミュニティソーシャルワークの推進を担っていく主体は何かということです。

○事務局・白木

7月から社協の職員が兼務で2名配置され動き出したところで、周知活動に力を入れています。通常の相談であれば、高齢者の場合なら地域包括支援センターのような専門機関があるとは思いますが、どこに相談していいかわからない場合や、いろいろな問題が重なっている場合などの窓口として配置されています。

民生委員は地域の中で活動されており、その定例会等に出向き話をさせていただいていますが、どこにつないでいいかわからないような場合、相談していただければ、一緒に同行させていただきながら、次の専門機関につなげたりして、交通整理の役目を果たしていこうと奮闘しているところです。

○丸山委員長

今日ちょうど配られた「コミュニティ ソーシャル ワーカーへご相談ください」というチラシがありますが、裏面には「CSW」と書かれ、社協の職員であり、民生委員とは別で連携する対象という位置づけであると思います。ほかにいかがでしょうか。

○横田委員

社協の主な取組の説明で6つの地域に分けるといっていますが、地域包括支援センターの圏域と重なっているのでしょうか。

○事務局・白木

第4期活動計画では、児童館が中心となり社協独自にエリアを設定しています。児童館を中心に

動くことにメリットもありますが、それはどうかと思うところもあり、第5期では検討が必要であると思っています。地域包括支援センターの圏域も視野に入っており、民生委員のエリアもあつたりするため悩ましいところではありますが、今の段階では検討中のためこういったエリアであるということを申し上げることは控えさせていただきます。

○丸山委員長

よろしいでしょうか。圏域については50ページにもありますが、現行計画の策定するときにもいくつかある圏域の考え方が重ならないところがあり、その調整が課題になったままになっています。コミュニティソーシャルワークの圏域についても現在のところまだ調整中であり、今後の課題ということです。ほかにいかがでしょうか。

○川村委員

52ページの「具体的な取組」のところで、重層に取り組むことはすばらしいと思います。「内容」は、おそらく今後、指標や目標を書き足していくという説明もありましたので、まだ途上だと思いますが、「市の主な取組」として記載されている5事業は、社会福祉法の法定の事業をリストアップしていると思われます。タイトルにもなっている「具体的な取組」に関する言及がされておらず、どこの自治体のものなのか分からない状況になっています。重層では確かに記載されている5つの事業を進めていくものですが、各地域、各自治体の社会資源の整備状況や地域のニーズ等、現状対応できていない課題を踏まえて、5つの事業を組み合わせながらその自治体なりのやり方を探るというものであると認識しています。朝霞市としては現状をどう分析しており、既存の社会資源や活動を踏まえた上で重層で何をしようとしているのかということを書いていただかないと、特にこのページは「重層的支援体制整備事業実施計画」も兼ねるとなっていますので、今の内容では計画としての内実を備えているとは言い難いと思いますのでご検討ください。

○事務局・山木

この取組について、現状の課題や数値目標も含め市が行っていくべきことの記載がされていないのは事実です。ここは「重層的支援体制整備事業実施計画」に位置づけられるものですので、このページだけでは薄いと感じております。次回の会議ではもっと厚みを持たせ、なぜやるのか、どういったことを目標に掲げるのかといった記載も必要であると思います。それ以降の事業についても同じことが言えますので整理しなくてはなりません。

○丸山委員長

今後、これ以降の項目についても、1つの方向性が見開き2ページないしは3ページ程度であるため、皆さんから意見をもらい肉づけをしていき、さらに「重層的支援体制整備事業実施計画」の本来備えるべき目標等がまだ十分ではないため、次回までにきちんと庁内でも検討して記載していただくということでよろしくお願いします。

それでは、54ページの「方向性（2） 地域福祉活動等への支援」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

「方向性（２）地域福祉活動等への支援」では、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、コミュニティ活動・市民活動の活性化を図ります。

○事務局・秋山

社協の主な取組としては、身近な地域における見守りや支え合いの基盤となる活動を支えるため、自治会・町内会や福祉活動団体等に対し、相談支援や助成金の交付等を通じて、安定的・継続的に活動できるよう支援してまいります。また、団体間の交流事業を実施し、各団体がお互いの活動内容を知り、情報共有を図ることで、相互に協力し合える体制を構築してまいります。

さらに、地域福祉活動に活用される財源確保のため、まずは社協が実施している事業や取組を知っていただき、その上で共同募金や寄付、社協会費といった募金の種別や使い道について分かりやすく周知し、地域福祉活動の支え手としてご協力いただけるよう呼びかけてまいります。

○丸山委員長

ありがとうございます。「方向性（２）地域福祉活動等への支援」について、何か確認される質問やご意見等はございませんか。よろしいですか。

それでは、５６ページ「方向性（３）地域福祉人材の発掘及び育成支援」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

「方向性（３）地域福祉人材の発掘及び育成支援」については、講演会等の実施や公的サービスに限らず、さまざまな機関・サービスとの連携による地域づくりの促進を行うほか、認知症への対応力の向上に努めます。

○事務局・秋山

社協では、ボランティア等の地域活動に意欲のある方が実際に活動を始められるように相談窓口としてボランティアセンターが設置されていることを引き続き広く周知し、相談の間口を広げていくほか、ボランティア講座などを実施してまいります。また、ボランティアの活動の場として社協が運営している施設を活用するとともに、さまざまなボランティア活動の場を提供できるよう、関係機関や団体等に協力を呼びかけてまいります。

地域の支え合い活動を推進していくため、住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと事業」において新規協力会員向け講習会を実施する等、取組に賛同いただける方の拡充に努めてまいります。

その他、災害発生時に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や災害ボランティア講座の実施等、支援体制を整えてまいります。

○丸山委員長

ありがとうございました。「方向性（３）地域福祉人材の発掘及び育成支援」について、何か確認される質問やご意見等はございませんか。

○中村（加）委員

社会人だけを対象としているように見えるのですが、学生等は対象にはしないのですか。学校に行きながら、こういったことをするのはできないのでしょうか。

○丸山委員長

学校を巻き込んでこういう活動・取組を行うことはいかがかというご意見ですが。

○事務局・上馬場

ご意見の枠組みとしては、災害の関係ということでよろしいでしょうか。

○中村（加）委員

災害に限らずボランティア全体でということです。

○事務局・上馬場

社協のボランティアセンターでは、年齢等に限りなく市民であれば受けつけています。つなぐ先にどのようなところがあるかは難しいところはあるかもしれませんが、学生も含め市民全体を対象としています。最近東洋大学がこちらにできましたので、そちらとも連携を深めていき、小中高に関してはボランティアというだけではなく福祉教育ということで、学校と連携を取り、車椅子やアイマスクといった福祉教育の体験を優先しています。また、今ちょうど夏ということでご協力いただいている施設や団体もあり、ボランティア体験プログラムとしてボランティアの紹介や体験を夏休み期間中に行っており、そういったところにも参加していただけます。

○丸山委員長

ありがとうございます。「市民」といったときに学生も子どもたちも市民ですから、巻き込みながら地域福祉人材の発掘や育成ができればいいと思いますのでよろしくお願いします。

○横田委員

夏休みの体験ボランティアの話が出ましたが、我々の活動にも2名の方が参加してくださいました。毎年そうなのですが、これから彼らがどうつながっていくのが重要で、実績を挙げたということだけで終わってしまうのはもったいないため、どう今後につながっていくのかまでをやっているかなければならないと思います。地域の協力も必要で、長期的につながることも考えて今後も進めていっていただきたいと思います。

○丸山委員長

入口としての体験とその後さらに定着してつながっていくことに向けてプログラム等も考えていきたいと思います。併せて、受け入れる施設側のボランティアコーディネーターの育成も重要です。

それでは、福祉教育の話が出ましたが、次の58ページにある「基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現」の「方向性（1）相互理解の推進」にも出てきますので事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

「基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現」の「方向性（1）相互理解の

推進」については、地域福祉に関する理解と関心を深められる講演会等を行ったり、小・中学校の総合的な学習の時間においてアイマスクや車椅子体験の実施をしたりしていきます。また、認知症サポーター養成講座を開催することで、自分と違うことへの理解促進を図る活動を行ってまいりたいと考えています。

○事務局・秋山

社協の取組としては、基本目標１と同様、地域共生社会を実現するため、福祉教育や出前講座を通じて、子どもから大人まで幅広い世代に対し、福祉への意識を高めていけるよう働きかけていくとともに、小・中・高等学校での教育現場においても実践的な福祉教育を実施し、誰もが福祉を「知る」「体験する」機会を提供してまいります。

学校における福祉教育の推進については、教職員の理解と協力が不可欠なため、近隣４市の社協と共同で開催している福祉教育研修会を継続して実施し、教職員や福祉教育に関わる方の福祉に関する知識や理解の向上に努めてまいります。

地域活動団体や企業等に社協の職員が出向き、福祉に関する出前講座や情報提供を行うことで、より多くの地域住民の方に福祉への理解や関心を持っていただけるよう促進してまいります。

○丸山委員長

ありがとうございました。「方向性（１）相互理解の推進」について、何かご質問やご意見等はありませんか。

○池田（直）委員

同級生に車椅子の人がいますが、ご飯を食べる所で階段があれば断られてしまい、レストランを予約するのも車椅子で大丈夫かと確認しなければなりません。皆さんはご飯を食べるときに車椅子のことなど気にならないと思います。まず市のほうで、車椅子の方もアクセスできるように、車椅子の方も生活できるようにしなければならいのではないのでしょうか。視覚障害の方についても同様ですが、馴染んでもらうのではなく、そういった方たちが身近にいるくらいでなければいけないような気がします。

○丸山委員長

ありがとうございます。環境としてのバリアフリーとともに、障害のある人や課題のある人があたりまえにまちの中で暮らしているという意識をどのように醸成していくかということですが、いかがですか。

○事務局・佐藤

障害者への合理的配慮の法律も施行され、事業者は車椅子でお越しの方を断らず、配慮してサービスを提供することが義務化されているため、事業者向けに差別をせず合理的配慮をすることを周知しています。手話も広報で毎月載せ、合理的配慮に努めるということをお知らせしています。しかし、個別の方々に対し、そういったサービスが提供されているかというところまでは至っていませんが、障害者の方の移動支援等に努めている状況です。今後も続けていきたいと思っています。

○池田（直）委員

分かりました。

○中村（敏）委員

地域福祉への理解促進のところで、小・中学校には出向くということですが、幼稚園や保育園に対してはどのようにやっていくとお考えですか。

○事務局・上馬場

小・中・高等学校とは学校と共に進めています。保育園や幼稚園にはアプローチできていないのが実情です。低年齢の子どもたちにどうやって伝えていくかも含め、施設と話し合い、プログラムをつくっていかねばならないと考えています。そこはご相談させていただきながら進めていきたいと思います。

○丸山委員長

障害者差別解消法だけではなく、バリアフリー新法と呼ばれる役所だけではなく民間事業者も含めて適用される法律もあります。また、障害福祉計画ではなく、もう少し幅広い障害者計画の中で、バリアフリーや市民の意識の醸成についても盛り込まれている一方で、認知症高齢者も含めた障害者以外の人たち、いわゆる高齢や難病の人たちや子どもたちや外国人も含め、多様な人たちが市の中で普通に生活できる場をつくれるかというところは、対象となる計画が十分ではないため、障害者計画や介護保険事業計画やバリアフリー計画等を、地域福祉計画の中に分野別計画との連携も含め載せながら、あらゆる人が相互に理解しながら受け入れが進んでいくまちづくりができるような書きぶりが必要であると思いました。推進委員会に、前期計画までは策定時に障害当事者の方も入っていましたが、今回は入っていません。こういうことは、文章を書くだけでなかなか進んでいかないため検討していきたいと思います。

○山岸委員

相互理解の推進の「相互」とは、どなたとどなたでしょうか。おそらく一方は高齢者や障害者であると思いますが、もう一方は誰ですか。

○事務局・國重

事務局の考え方としては、相手が障害者や高齢者ではなく、「地域住民誰もが互いに」というところでの「相互」です。属性や性別等で分けるのではなく、みんな誰もが互いに理解をし、誰もが違うのだという意味で使っています。

○山岸委員

「相互理解」というのは、住民が互いに理解し合うという意味なのですね。よく分かりました。市や社協や地域でできることの中では、一方に傾いているイメージがあったため気になりました。

○丸山委員長

「相互」というのは対等なものであり、今の書き方では対等というよりも比重が偏っているかもしれません。書きぶりや「相互」の表現等の検討が必要かもしれません。

「地域でできること」については、市も社協も説明していませんが、住民や関係団体等ができることとして例示が記載されています。これはあくまでも例示であり、今後皆さんから意見をいただきたいと思います。それは今日というよりも、別途会議の最後に意見の出し方を説明していただきます。

それでは、60・61ページは後ほど「成年後見制度利用促進基本計画」ということで進めていきますので、62ページの「方向性（３）社会参加とつながりづくりの支援」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

「方向性（３）社会参加とつながりづくりの支援」については、誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的として、主に多文化推進サポーター等の活用を通じて、多文化共生意識の啓発を図ります。

○秋山事務局

社協では、幅広い世代が参加できる交流の場が継続できるよう、相談支援や補助金の交付等を行うほか、地域住民主体による「ふれあい・いきいきサロン」や地域活動団体の活動を支援してまいります。併せて、地域住民や関係機関と連携を図りながら、新たな団体や交流の場の立ち上げについて推進してまいります。また、社協で実施するさまざまな事業において、地域で活躍している人や団体と協力し合い、参加者同士のつながりや身近に通える居場所づくりを推進し、多様な人々が活動する場や機会を提供してまいります。

○丸山委員長

ありがとうございました。「方向性（３）社会参加とつながりづくりの支援」について、何かご質問やご意見等はございませんか。

それでは、64ページの「基本目標３ 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実」の「方向性（１）相談支援体制の充実」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。縦割りではなく、横のつながりをいかし、また年齢や性別、相談内容などの属性に捉われず、多様化・複雑化する問題への体制を整備することを進めてまいります。

○事務局・秋山

社協では、地域住民が抱えるさまざまな不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協力して問題解決を図ります。また、社協が施設・事業所を運営している強みをいかし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断した相談体制が図れるよう、体制整備を進めてまいります。専門職による相談会も

実施し、地域住民が気軽に相談できる機会を増やしていくとともに、誰もが必要な情報を得られるよう、広報紙「社協あさか」やチラシの配布に加え、ホームページやSNS等のデジタル媒体も活用し、分かりやすい地域の福祉情報の発信に努めてまいります。

○丸山委員長

ありがとうございました。「方向性（１）相談支援体制の充実」について、何かご質問やご意見等はございませんか。

○中村（敏）委員

相談支援体制の充実について、高齢者、障害者、生活困窮者などのさまざまな相談があると思いますが、今社会問題になっているのは不登校の方たちの課題です。親に対してはどのような支援体制があるのでしょうか。その辺のことも盛り込むことができればいいと思いました。

○事務局・萩原

不登校ということだけでないのですが、今、福祉相談課が引きこもりの相談窓口になっており、親御さんの相談も含め対応させていただいています。子どもの年齢が高くなった場合には、親御さんから直接相談を受けることになってしまうため、そういうことも含め、「属性に捉われない相談」という中に含まれるのではないかと認識しております。

○中村（敏）委員

できれば、子どもの関係の言葉も入れていただきたいと思います。

○丸山委員長

不登校は子どもの問題であるため、「子ども」というところが入っていないということで、ぜひ検討をお願いします。ほかにいかがでしょうか。

○宮本委員

第４期の計画を見ると、相談窓口のことが多く書かれていますが、これに基づいて、今足りていることと足りていないことを整理し、第５期では何をするのかを考えていただきたいと思います。第４期では所管課ごとの縦割りだった窓口を総合相談窓口で一括していけることが新しい取組なのか、次期計画からは個別の施策ごとではなく総合的に評価するということですがどう評価するのか、つくる段階から考えていただきたいと思います。

相談の専門性をかなり高める必要があると思いますが、市の職員では定期的な人事異動があり積み上げることができないという課題があるのではないのでしょうか。それに対する対応策はありますか。関連のある部署への異動によって蓄積されていくのでしょうか。福祉はなるべく離れないという人が多いと思いますが、人選的なフォロー等はあるのでしょうか。相談窓口があるというだけでは有効的な相談支援ができない可能性も考えられるため、周知だけではなく中身をどう対応していくのか方向性だけでも教えていただきたいと思います。

○事務局・佐藤

答えづらい部分ではあります。専門性は高くなってきていますが、市の職員は人事異動等もあ

り、いろいろなところを回っていく中で、専門性をキープしていくことは難しいと思います。障害者に関しては基幹相談支援センターの委託業務を始めたところですが、そういった専門業者を活用し専門相談にも対応しています。高齢者については地域包括支援センターに委託し、地域も見守っていただき、相談支援も行っていると思います。市の職員はその辺のマネジメントを含めて対応していくことになるかと思います。社協もコミュニティソーシャルワーカーを配置しており、今後は地域に出向いていき、困っている方や複合的な課題を抱えている方をうまくコントロールして、いろいろな相談支援につなげていくことが今後の課題であると認識しております。そしてそこは重層的支援体制でやっていきたいと考えております。

○事務局・平岡

評価の部分については、本日配付した資料「第4期朝霞市地域福祉計画及び第4期朝霞市地域福祉活動計画 令和6年度進行管理・評価シート」をご覧ください。まだ、次期計画の評価の形は決まっていますが、参考になると思われます。今後は、それぞれの関連課が主な取組内容に対して施策の方向性の評価を文章で行いたいと考えております。今お示ししている第4期のものについては指標数値目標ということで数値がかなり重要視されてくるようなつくりになっていますが、次期の評価については、自己評価として達成されたかどうかの指標を自身で選択し、評価をするにあたりどのようなことをやりどのような現状なのかを文章で表現していただくことを考えています。その上で、参考となる数値があれば参考として載せたいと思います。それに対して課題や今後の展開も書いていただき、全体的に担当課の現状であれば相談課でヒアリング等を行い、全体的な方向性や進捗状況という形で見ていきたいと考えています。できれば次回会議で、次期計画で使いたい評価シートを作成し参考にお示ししたいと思います。

○丸山委員長

ありがとうございます。評価については、前期の計画では数値に馴染むものと馴染まないものを画一的な評価の形に刷新するため苦労しましたので、方向性を変えようということになっています。もちろん、数値に馴染むものと馴染まないものがあり、5年間の計画ですので、試行的に別紙で今回作成しました。項目ごとの評価の視点は、いただいたご意見も踏まえながら検討していきます。

それでは、66ページの「方向性（2）生活困窮者等への支援充実」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

「方向性（2）生活困窮者等への支援充実」は、先ほどの「方向性（1）相談支援体制の充実」とも関連させながら、生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努め、住居、就労、学習支援、社会参加の支援等を包括的かつ継続的に行っていきます。

○秋山事務局

社協では、生活再建のため、一時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対して、必要に応じて資金貸付を行う等の相談支援を実施してまいります。また、世帯の経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した生活が送れるよう、社会資源の情報提供や市・関係機関へつなげる支援も行っております。生活に困窮している子育て世帯の一助となるような支援事業を実施し、子ども食堂や学習支援団体などの活動を周知する等、支援の充実を図っております。

○丸山委員長

ありがとうございます。時間の関係で、もう1つの項目とまとめて皆様のご意見を伺いたいと思います。68ページの「方向性（3）自立に向けた就労の支援」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保に努めてまいります。主にハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労の機会の確保に努めます。

○事務局・秋山

社協の取組としては、「包括的な相談支援体制の充実」を再掲しました。生活に困窮している世帯や障害のある方の自立に向けての相談に対して、関係機関と連携し、本人の意向を尊重した就労に関する相談支援を行っております。

○丸山委員長

ありがとうございます。「方向性（2）生活困窮者等への支援充実」と「方向性（3）自立に向けた就労の支援」を併せまして、ご意見やご質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○池田（直）委員

「方向性（3）自立に向けた就労の支援」は第4期にはありませんが、新規事業ですか。

○事務局・平岡

第4期の計画書の74・75ページの「方向性5 生活困窮者等への支援の充実」の「④内職相談」に位置づけられており、特別新規事業ということではなく、整理されたものの方向性として設置したものになります。

○池田（直）委員

患者さんを診ていると、だいたい道路の整備をしているのは障害者を除き80歳か70歳の方です。60歳近いともういい仕事はなく、障害者のB型支援の人は一般企業の障害者枠も年齢が高いと申し込んでも落ちてしまい、かなり軽んじられています。働きたい人は働いてもらわなければなりません、夜勤や警備のような若い人向けのものしかありません。社会を回すということは、そういったことも個々に項目を入れて市が姿勢を見せないと、いい社会にはなっていないと思います。

○事務局・山木

自立に向けた就労支援は、若い方だけではなく、高齢者・障害者・生活困窮者も含めて行っていくべきであると考えています。こういった方向性の中で今回このような位置づけをしましたが、成果指標も設けることについては、高齢者・障害者・生活困窮者それぞれの方が、さまざまな形でどれだけ新規の就労につながったかを目標とする方向性も考えられると思います。そのような視点も持ちながら指標目標も整理していきたいと思います。

○池田（直）委員

市の何課にいけばいいのですか。

○事務局・山木

高齢者であれば長寿はつらつ課、障害者であれば障害福祉課、生活困窮者であれば福祉相談課が主な担当課となります。

○丸山委員長

属性に捉われない相談体制ということを考えると、ばらばらであるよりも一括で受けていくことが大事です。68ページの方向性は今までの計画の中にもあったものが方向性として位置づいたこととなります。しかし、位置づいたけれども見方によっては関係機関に投げているようにも見えるため、市や社協としてはどうしていくのかというところを内職相談等さまざまな働き方への支援を実際の計画としてはいただいた意見を参考にしながら検討していきたいと思います。

それでは、69ページからの「基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実」には3つの方向性がありますが、その後、成年後見制度利用促進計画に移ります。「方向性（1）地域での見守り体制の充実」について事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

住民同士が声をかけ合う等、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所と連携した見守り体制の確保に取り組みます。また、ターゲットも含め多様化する犯罪やトラブルも増えており、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築できる、安心できる生活環境づくりを推進してまいります。具体的には、防災・防犯・妊娠及び出産期の包括支援を行い、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築され、安心できる生活環境づくりを推進します。

○事務局・秋山

社協では、町内会・自治会やボランティア団体等、地域住民が主体的に行う小地域福祉活動を支援し、そのような小地域福祉活動を通じて普段から顔の見える関係を築くことが、高齢者や子どもの虐待防止等の見守り活動や災害時の支援体制につながることを周知・啓発してまいります。また、住民参加型在宅福祉サービスの拡充を図り、地域の支え合い活動を推進することで、地域での見守り活動の充実につなげてまいります

○丸山委員長

ありがとうございました。「方向性（1）地域での見守り体制の充実」について、何かご質問やご意見等はございませんか。

○横田委員

今問題であると思っていることは、アンケートの結果、社協を知らない方が約43%いるということです。まずそこから解決し、社協を知ってもらい、社協がどんなことをしているのかを知ってもらうことから具体的な事業に入らないと、せっかくいいことをしているのにもったいないです。社協の広報もまだあまり周知されていないのが残念です。小地域福祉活動をするとう記載されていますので、職員体制の課題も多々あるとは思いますがとにかく地域に出向いていき、普段の活動をもっと住民に知ってもらうことが第一ではないかと思います。ここには人事の問題もあり地区社協はないようですが、まずは社協として顔の見える距離で仕事をしていただきたいと思います。

○事務局・白木

おっしゃるとおりです。Xを通じたりSNSにより発信したりするだけではなく、そういうところからは情報を取り入れることができない方もいらっしゃるので、やはり顔を合わせて社協を知っていただき、私たちが社協の職員であることを覚えてもらえるような関係性が築いていければいいと思います。これからも頑張って地域に出向いていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○伊藤委員

地域の防犯を考えたとき、朝霞市で15年か20年くらい前に防犯パトロール隊を設置しました。各地域の町内会や自治会あるいは他の組織で50近く立ち上げました。何年か前に子どもたちが誘拐されるといった事件があり、そういったときには関心が高まり、防犯パトロール隊に10人20人と参加していただけたのですが、このところ落ち着いているため下火になっています。1年に1回、防犯パトロール隊を設置しているところが市に活動報告書を出すのですが、出すだけではなく、どこの地域でどういうことがあったかとか気をつけたほうがいいこと等をまとめてフィードバックしていただくと、それぞれの地域で参考になり、より地域の防犯体制が整うのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○丸山委員長

ありがとうございます。ご意見として反映できればいいと思います。

○事務局・佐藤

おっしゃるとおりで、防犯パトロールで地域を回り協力していただき、報告をいただいたことにより街灯を設置したこともあり、パトロールに必要なグッズを補助金として支給する等、市としても協力させていただいていますが、やはり住民の皆さんの協力が必要にはなってきますので、今後フィードバックについては担当課に申し伝えます。

○丸山委員長

ありがとうございます。それでは、時間の関係で、71ページの「方向性（2）暮らしやすい住まいへの支援」と、72ページの「方向性（3）再犯防止の推進（再犯防止推進計画）」をまとめてご意見をいただきたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局・國重

「方向性（２）暮らしやすい住まいへの支援」については、高齢者、障害者、生活困窮者、母子家庭など住宅確保要配慮者への情報提供や、社会福祉士による相談会や、補助事業を行い、住環境確保を支援してまいります。また、公共交通の充実に向けた取組を行ってまいります。

「方向性（３）再犯防止の推進」については「再犯防止計画」を包含する内容となっています。行政や関係機関だけの取組ではなく、地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立せず、再犯を防止することを目的としています。計画期間は第５期地域福祉計画と同じ期間となります。市の取組としては、保護司や更生保護女性会などへの支援活動や啓発活動への支援を行ってまいります。

○事務局・秋山

社協では、「方向性（２）暮らしやすい住まいへの支援」については、「地域の支え合い活動の推進」ということで再掲させていただいておりますが、日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」という人と、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という人の思いをつなぎ、家の中の清掃や庭の手入れ、乳幼児の見守り、買い物同行等を行う住民参加型在宅福祉サービスを広めていき、地域の支え合い活動を推進することで、暮らしやすい住まいへの支援につなげてまいります。

「方向性（３）再犯防止の推進」については、これまでもご説明したとおり、地域の中での支え合い活動を推進することが地域で孤立させない支援につながっていくと考えておりますが、社協において再犯防止の直接的な取組がないため、前期計画と同様掲載なしとしております。

○丸山委員長

ありがとうございます。「方向性（２）暮らしやすい住まいへの支援」「方向性（３）再犯防止の推進」について、何かご質問やご意見等はございませんか。

○伊藤委員

刑法犯の検挙率は平成１６年くらいをピークに下がってきており、初犯率も下がっています。しかし再犯率は５０％近くで全然下がってきません。再犯防止に対しては国を挙げて力を入れており、１１８年ぶりに刑法も改正されました。朝霞市も第２次再犯防止推進計画がありますが、第５期では第４期に比べて朝霞市地域福祉計画の中で再犯防止について何か具体的な取組が考えられているのでしょうか。

○事務局・佐藤

刑法犯の件数は減ってきていますが、最近は、サイバー的なものも含めて、詐欺等、犯罪が巧妙化してきています。再犯者がどのくらい地域にいるか一切情報がなく、具体的にどういうことをやるのかということは難しい状況です。今のところ、保護司の皆さんと協力して「社会を明るくする運動」を通して犯罪をしないように宣伝していくことが精一杯です。今後新たに展開があれば盛り込んでいきたいと思いますが、現状では第４期の取組から大きく変えていく状況ではありません。

○丸山委員長

ありがとうございます。再犯防止計画については保護司会の活動も関わってきますので、伊藤委

員からは後ほどペーパーにてご意見いただき、それを踏まえて計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

○山岸委員

再犯防止について、市が想定しているのはどういった犯罪ですか。

○事務局・佐藤

犯罪の内容がどうこうというよりは、犯罪を繰り返す障害の方や高齢の方が多いということから、国から各自治体に再犯防止の計画を立てるようにとの指示が出ました。しかし、現状では再犯の方がどのくらい地域にいるかを把握できていないため、周知・広報・啓発に努めているというような状況です。

○山岸委員

再犯の範囲があまりに広いと、対象がぼやけてしまい、手の打ちようがないのではないのでしょうか。もっと具体的に、どういうものに対して労力を集中させ、中心的に防止していきたいのかが表示されると分かりやすいと思います。

○丸山委員長

おそらく、後ほど出てくる成年後見制度利用促進計画や再犯防止推進計画といった法律で決められている計画がいきなり地域福祉計画に入ってくると、元々それらの計画は何なのかという説明が本計画の中にはないため、分かりにくい点が出てきてしまいます。計画の前のほうに説明を少し入れてもいいのではないのでしょうか。さもないと、この部分が浮いてしまい、犯罪の範囲が分かりにくいということもあるため、検討していきたいと思います。

○川村委員

71ページに「住宅確保要配慮者への支援」とありますが、これは「住宅セーフティネット法」を意識して記載されていると思いますが、もう少し踏み込んだほうがいいのではないのでしょうか。住宅確保の問題はより深刻になってくると思います。例えば、5階のエレベーター無しの物件に住んでいた高齢者がだんだん辛くなり転居を希望しても、高齢のため貸してくれるところが見つからないといった貸し渋りの問題も起こりえます。DVで命からがら家を出てきた方々のことも考えると、いわゆる路上生活者だけではなく広義のホームレス状態にある方が実はたくさんいらっしゃるのです。そういった人たちのことを考えることも重要であると思います。住宅セーフティネットとしては、まずは公営住宅ということで、市営住宅や県営住宅の管理戸数や倍率を、実際に入れるのかどうかといった現状も踏まえ、書いていってもいいのではないのでしょうか。重層では、今まで別々だった福祉と住宅の行政の垣根をどう越え架橋していくかが課題であるため、そのあたりに踏み込んでもいいと思います。さらに、県や市の居住支援法人や居住支援協議会のことも書いたほうがいいのではないのでしょうか。

また、社協の取組として「地域の支え合い活動の推進（再掲）」とありますが、居住支援との関わりが見えにくいと思います。おそらく、住まいを確保した後地域の中で孤立しないように地域の中

で見守っていくことが重要であるということで記載しているのではないのでしょうか。再掲ということで、そのままの表現となっていますが、居住支援の文脈に引き付けて書き直したほうが分かりやすいと思います。

○事務局・山木

おっしゃるとおりです。市にも高齢者住宅はございますが、都市建設部でも居住支援相談ということで住まいの相談を行っております。今後10月には庁内の課長を集め関係機関と一緒に相談し、居住支援という大きなくりの部分をこういった形で載せるべきか、そういった視点も踏まえて検討したいと思います。

○宮本委員

「方向性（３）再犯防止の推進」のタイトルは変えたほうがいいのではないのでしょうか。再犯防止推進計画に引っ張られ「再犯防止」となっていますが、そもそも初犯の防止をしなければなりません。しかし、それについては記載されていません。それが地域福祉だと思います。例えば、21時過ぎに小学生だけで歩いていたら、朝霞市の市民は声をかけるでしょうか。少年非行につながるかもしれません、児童虐待やネグレクトかもしれません。そのように考え、声をかけていくことが、地域福祉なのではないのでしょうか。居場所がないのかもしれません。更生施設の人を見て分かることは、累犯する人は基本的に仕事がなかったり住む場所がなかったりする人が多いです。福祉部門はそういったところと縁遠いため、ぼやっとした書き方になっています。再犯だけではなく初犯も防ぐためには、地域で見守り声をかけていくことが大事であり、そのために地域福祉をやるのだということが最後の項目で出てきていますが、前のほうの項目と絡めて書いたほうがよいと思います。「方向性」として記載するのもいいですが、各項目とも紐づくはずで、「住まいの確保」も大事で、仕事がないと生活できないため「就職の支援」を盛り込んでいるのだということを、横断的に紐づけながら説明として記載するとより充実したものになるのではないかと思います。

○丸山委員長

再犯防止推進計画の趣旨からすると、「立ち直りの支援」とありますので、表現については別途検討したいと思います。

◎３ 議題（３）成年後見制度利用促進計画について

○丸山委員長

ほぼ全部の項目が終わり、1つ残っているのが、江口さんと高橋さんを加えて検討する「基本目標２ 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現」の「方向性（２）権利擁護と尊厳の確保（成年後見制度利用促進計画）」の部分です。お席にお着きください。よろしくお願いします。

それでは60ページから、事務局より説明をお願いします。

○事務局・佐久間

なぜ成年後見制度利用促進計画を策定するのかについて説明します。成年後見制度は2000年

にスタートしましたが、高齢化が進む中で利用者がなかなか増えず、必要な人に必要な制度の情報が行き届いていないことを鑑み、2016年に国の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定に併せて、成年後見制度利用促進計画が定められました。その中で「市町村は制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされているところでございます。これまで市や社協では、成年後見に関する相談や講演会等により制度の周知を図ってきたところですが、今回、市としての制度の利用促進に関する方向性や目標を定めることといたしました。後見制度の対象者が高齢者や障害者等の分野にまたがっていることや、後見制度が必要な方が抱える課題の解決のためにはさまざまなサービスを複合的に提供する必要があり、地域福祉計画が目指す地域共生社会の実現のための取組の1つであることから、地域福祉計画と一体的に策定したいと考えております。この制度の利用促進にあたっては、福祉だけでなく司法との連携が求められており、計画策定にあたっては福祉関係者のほか、司法関係者の方にもご参加いただき、法的な観点から計画案を確認していただくことが必要となります。そこで、昨年度から始まった社協の法人後見の運営委員会の委員でもある、江口弁護士と高橋司法書士から、専門的なご意見をいただきたいと思います、前回の会議でもご了承いただきましたので、今回の委員会に出席いただいております。

市の取組としては、国の方針を踏まえて、制度の周知と利用促進を図ることを明確化し、市としての体制づくりを行っていきたいと考えています。

○高橋司法書士

司法書士の高橋明子より、今日の招集通知では朝霞市で「後見の経験」や「実務上の課題」、「制度の今後の展望」等を含め意見を述べていただきたいとのことで呼ばれましたので、時間が押している中恐縮ですが、少し経験談からお話しさせていただきたいと思います。

私は、朝霞市で平成22年から司法書士事務所を開業しております。開業当時、朝霞市を含む4市では後見人の成り手が少ない状況でしたので、先輩司法書士からぜひ後見業務をやってほしいとの勧めで、後見業務を行うようになりました。司法書士は本人や親族の法定後見人等選任の申立ての支援を家庭裁判所に行っておりますので、その際に本人や親族から直接後見人になってほしいと依頼される場合と、司法書士・弁護士・社会福祉士の専門職は家庭裁判所に推薦名簿を提出しておりますので、家庭裁判所からの後見人等選任の依頼で後見人等に就任する場合があります。もちろん親族の方も希望される場合は親族の方も選任されております。

<後見の経験>

制度の利用につきましては、

「老人ホームに入所して空き家になってしまったご自宅を、本人に代わって後見人に手続きをしてほしい」

「相続手続きがあるが相続人は認知症でできない」

「親族間で紛争があるので専門職に入ってもらい後見人として支援してほしい」

「虐待がある案件」

といった理由で専門職が選任されています。

法定後見制度の一番の理由としては、

「金融機関の手続きが本人をできなくなってしまった」

「介護サービスの契約をしたいが契約ができない」

「老人ホームの入所契約が必要」

といったようなことであると思います。

開業当時から、地域包括支援センターや社会福祉協議会等から申立ての相談を受けることが多くありました。直接本人や家族から後見人等になってほしいという要請もあり受任しておりました。そういった経由の対象者は、本人の課題解決ばかりではなく、対象者の世帯で複数の障害者を抱えていたり複数の課題を抱えていたり虐待があったりといった、いわゆる困難事件に多く関わってきました。ただ、朝霞市からの相談はあまりありませんでしたが、ここ数年、朝霞市は市長申立てが多くなってきましたので関わるようになってきました。市長申立てのほか、申立て支援や成年後見制度が必要かという相談も多くなってきました。

朝霞市の市役所に親族から相談があり親族から後見の申立てがあった例では、

「知的精神障害者の40代の女性の後見人に就任したことがありました。その世帯は生活保護受給要件ではありませんでしたが、収入が少なく、親も高齢になり、年金が少なく、被後見人の娘さんの障害年金や入院給付金をあてにしており、同居している甥御さんも障害があり手がかかっているという状況で、たくさん課題がありました。被後見人にお金を渡しても、すぐにお菓子や洋服等で使ってしまい翌日にはお金がなくなってしまう。1週間ごとに訪問することは法律専門上厳しいところがあり、1週間に1度お金を届けたのが精一杯でした。その女性は電話魔で、市役所や私の事務所等に1日に何度も電話をかけてしまう方でした。その方は1日に1回は様子確認ということでお話を聞いておりました。」

「後期高齢者になる女性の市長申立ての件ですが、本人はお金がないと言って市役所に生活保護の相談に行くのですが、調べてみると預貯金はたくさんありました。通帳等をたびたび紛失してしまいお金を引き出すことができなくなり、そのたびに市役所に駆け込んでいったという方です。包括支援センターの職員も関わりましたが、認知症の初期の方は対応が難しいところがあり、日常生活自立支援の利用には至らず、成年後見制度を利用することになりました。その方は、短期記憶がなく、しまった所をすぐに忘れてしまうのですが、早朝から都内に清掃の仕事に出かけて行かれており、働いていらっしゃいました。ただ、アパートはゴミ屋敷になっていて、物であふれている状況でした。その方も通帳やお金をすぐに紛失してしまい、週に1回お金を届けておりました。」

<実務上の課題>

成年後見制度は、少し前は本人の代理として決定するという代行支援と言われていたものでしたが、今は、障害者権利条約も締結し、本人の意思決定を尊重して身上保護や財産保全に努めなければならないと言われています。しかし、障害のある方にお金を渡すとすぐに使ってしまったりとなく

してしまったりする方もおり、身上保護・財産保全と本人の意思決定支援をどこまで尊重するのかというバランスを図ることは非常に難しいところがあります。また、在宅の訪問サービスのヘルパーの人手不足や老人ホーム等の施設の職員不足も深刻ですので、本来は後見人だけではなく支援者全員で意思決定をし、本人の意思を尊重しなければいけないのですが、支援したとしても現実的には手が行き届かず、本人の尊厳を犠牲にしているということがあります。

また、意思決定支援を丁寧に行えば行うほど時間がかかるのですが、後見人の報酬は家庭裁判所の裁判官が審判で決めるため、時間がかかったとしても報酬には反映されず、ほぼボランティアになっている部分があります。本人にお金がない場合は市から助成金をいただけますが、その額も決まっていますので、お金がない人に対しては数倍手間暇がかかったとしても正当な報酬がもらえていないという事件も抱えています。朝霞市は、助成金の利用が市長申立てに限られているため、親族が申立てをした場合は市の助成金を利用することができません。無報酬で後見をしていた親族が病気になったため専門職に交代してほしいというケースがあったのですが、預貯金が少なく、報酬助成もないということでしたので、司法書士としては会から会員を推薦することはできませんでした。報酬助成がないと後見人を探すのも難しいところがあります。

<現状>

高齢者・障害者の財産の支援については後見制度だけでは支援が不完全になる事例もありますので、民事信託と併用することもあります。今、民事信託の相談は多く、他市の後見の連絡協議会や講演会で聞くと、成年後見制度と民事信託の周知を行っている所が多くあります。法律相談や事務所への直接相談でも、両制度の相談を多く受けるようになってきました。

また、身寄りのない市民から亡くなった後の葬式等や終活の相談も多くなっています。司法書士はリーガルサポートという団体に入会し、指導監督を受けながら後見事業を行っておりますが、判断能力のある方は任意後見制度と遺言・死後事務委任契約を一緒に締結することで、終活までサポートすることができます。ただ、現在の任意後見制度は、ある程度資産がないと活用が難しいところがありますので、死後事務や終活の契約が難しい場合もあります。今新聞でも報道されていますが、死後事務の事業が社会福祉法に位置づけられる予定ですが、リーガルサポート・司法書士会・弁護士会等と業務委託契約を行い死後事務の支援を行うスキームを構築している市も出てきました。司法書士は遺産承継の手続きを業務として行っていますが、亡くなった後の事務で、遺言書により出身地やお世話になった市に遺産を寄付してほしいという例も多くなっています。死後事務のスキームを構築することは、本人の最終意思決定を尊重するとともに、寄付先にとってもメリットがあることだと思います。

<制度の今後の展望>

現在成年後見制度はいろいろな課題もありますので、法改正がパブリックコメントに記載されています。令和8年度に法改正され、令和9年度から施行される予定です。法改正後の成年後見制度は、今は認知症の程度により「補助」「補佐」「後見」の3類型ですが、一元化または二元化になる

予定です。本人の精神状態がよくなると法定後見制度は終わることができませんが、それも今大きな課題となっていますので、将来的には法定後見制度は終われる制度になる予定です。任意後見制度は判断能力が正常の方が準備をしておく制度ですが、判断能力が低下した際には任意後見監督人の選任がされなくてはならず、その分の費用もかかります。監督のあり方等、もっと使い勝手がよくなるように改正される予定です。法改正後は意思決定支援に重きを置くことになりますが、専門職だけが支援を担おうとすれば厳しいし、支援の受け皿が必要になってくると思います。法人後見・市民後見の育成は必須になってくると思います。他市で市民後見人が活躍していますが、町内会で出前講座を開催し権利擁護が必要な方を市の窓口につなぐという役割を担っている市民後見人もいらっしゃいます。地域連携ネットワークをコーディネートする機関を中核機関と呼びますが、中核機関も社会福祉法に規定されることが予定されています。

地域福祉計画の素案を確認させていただきましたが、成年後見制度利用促進基本計画策定の手引というものがあり、具体的に盛り込むことが望ましいものが記載されています。「チームや協議会等の地域連携ネットワークセンターの基本的仕組みを具体化させるものであること」「中核機関の設置・運営と、機能の段階的・計画的整備について定めるものであること」とされており、また、「後見人の報酬助成制度のあり方についても織り込むこと」とされていますので、予算確保のためにもぜひ基本計画にしっかり盛り込んでいただきたいと思います。中核機関の設置を要望する理由としては、中核機関の協議会には法律専門職も出席するため、後見利用の前後において本人の支援を考えることができ、本人に合った後見人を調整することができ、支援を協議会で一緒に考えることができるため、より本人の擁護のために1日も早い段階を望みます。また、支援を必要としている方の支援を協議することにより役割分担もでき、一人の支援者に負担がかからないということも可能になってきます。朝霞市の後見の市長申立ての例示ですが、調整会議等でしっかりと支援の方法を確認していないため、本来ある財産を利用できると思われそうですが、生活保護を利用してしまったという例も散見されます。

《まとめ》

日本人は自分が認知症や病気になったときや死後の準備は縁起が悪いと言って敬遠しがちですが、終活の1つの準備として任意保険・遺言・死後事務の準備をしてもらい、死後事務についてお金の準備がない方は法的な対応ができるスキームを利用することができます。また、財産は民事信託を利用するなど、そのスキームの構築もしなければならず、その情報提供を市民にすることが大事になってくると思います。高齢者・障害者の支援として、NPO法人高齢者等終身サポート事業者も今たくさん出てきていますが、ガイドラインが昨年できたばかりで監督官庁はまだありません。高齢者等終身サポート事業者はトラブルも多く、高額な契約金を取った上に、平成28年に破産してしまった日本ライフ協会の例があるのですが、そういった高齢者を支援するNPO団体があります。市民一人一人の終活の準備に市関係団体は的確な情報を提供することが大事になってくると思います。

○丸山委員長

ありがとうございます。会議が始まって2時間を超えてしまったのでトイレ休憩を挟みたいと思います。トイレに行かれる方は行ってください。それでは大丈夫であるとのことなのでそのまま続けます。追加の資料がありますので配っていただき説明をよろしくお願いいたします。

○江口弁護士

弁護士の江口と申します。司法書士の高橋先生からお話のあったとおり、今回の私どもの意見としては、中核機関を設置しないといけないということです。それにあたっては、基本計画の中に、中核機関を設置し、それをどういう形でデザインしていくことがいいのかについて審議会を設けるということを記載したほうがいいということが1点目です。

また、成年後見制度を使いやすくするために、報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業を各自治体が設けています。この制度は市町村ごとに違う仕組みで、朝霞市は他市と比べかなり使い勝手が悪いものになっているため、それを拡充していただきたいということが2点目です。

担い手については、裁判所では弁護士・司法書士・社会福祉士の3士業を成年後見の主な担い手の専門職と考えていますが、3士業もマンパワーが足りていないところがあり、後見の利用者はどんどん増加傾向にあります。そのためにも法人後見を朝霞市でも社会福祉協議会が始めましたが、それだけではなく市民後見人を増やさなくてはなりません。そのための養成をしていこうということが3点目です。

<中核機関及び審議会の設置について>

追加でお配りした資料をご確認ください。朝霞市がどんなに遅れているかという資料です。平成28年に成年後見制度利用促進法が法律で定められました。そこで、基本計画は利用促進法に従って成年後見制度をもっと使えるようにしていこうとしています。認知症高齢者はどんどん右肩上がりに増えていますが、制度の利用者はそこまで増えていません。それは使いにくさ、アプローチのしづらさがあるのだろうという問題意識から、後見人に関してはここに聞こうといった仲立人としての中核機関をつくろうという話が出てきました。第一期基本計画では令和3年度までの目標で中核機関を設置するようにと国から県、県から市町村へと流していきました。中核機関を設置するにあたっては予算の問題があります。令和4年度から始まった第二期基本計画では、資料のとおり、埼玉県内60市町村のうち基本計画の策定が終わっていないのが朝霞市・幸手市・入間市の3市だけでした。次のページの中核機関設置状況では、基本計画に沿ってどういうふうにつくっていくか考えた上で中核機関を設置していくわけですが、設置が終わっていないところに朝霞市は入っています。この資料は、毎年県が作成し、県で開かれる成年後見利用促進協議会で配られ、遅れている市町村にしっかりやってほしいと促すものです。会議には市の担当者も社協の担当者も出席します。私がなぜ今日の会議に出席しているかということ、3士業の団体を3士会と言い、特に遅れているような自治体にどうしてやってくれないのかとお話ししているからです。なかなか進まない跟前から話に出ていた朝霞市からようやく呼ばれてよかったと思っています。素案を見たところ、後見

に関しては中身が薄いと感じました。計画の中に織り込むということが法律の定めですから、中核機関をいつまでにつくるということはきちんと決めたほうがいいです。元々は、国から言われて令和3年度末までに設置すべきものでしたが、それからすでに4年経っています。早めにやらなければいけません。あとは、中核機関をどのようにデザインしていくかで、デザインの仕方はいくつかありますが、資料にも「中核機関の設置形態」とあります。直営が14市町村、直営＋一部委託が11市町、委託が26市町となっており、完全委託型が一番多くなっています。委託の中でも黄色く色分けされている部分は社会福祉協議会に委託しており、6、7割の自治体が社協委託となっています。なぜ社協委託がいいのかというと、社会福祉協議会は法人後見を担っているため後見の進め方が分かっているからで、実情を知っている社協に中核機関を担ってもらっています。中核機関の機能として一番大きなものはマッチングで何かあったときにつなげる役目です。もちろん広報・啓発・周知・市民後見人の養成といった機能も持っています。そういうデザインは審議会を考えていただくにせよ、まず中核機関をいついつまでに設置しようということで、そのために審議会を設置しなければなりません。平成28年に制定された利用促進法で基本計画に成年後見の利用促進を織り込もうということと併せて審議会を設置しようということが定められました。審議会には3士業や福祉関係の方、学識経験者等に入っていただき、後見制度について考えていきます。そのあたりまでは素案に盛り込んでいただきたいと思います。

<報酬助成について>

お金がないという理由で後見制度が使えないということでは本末転倒になってしまいます。お金がない人でも使えるようにしなければなりません。報酬助成制度は自治体によって異なりますが、朝霞市は市長申立てに限って報酬助成が受けられることになっています。後見制度の始め方は、本人か親族が始めるやり方と、親族等の頼める人がいないため選んでほしいという市長申立ての2通りがあります。朝霞市では市長申立てについては報酬助成制度ができていますが、それだけでは足りません。本人や親族が申し立てた場合にも報酬助成が出ないとなかなか後見は利用できません。制度の隙間に埋まってしまい我々が無報酬でやっている案件もあるのです。完全にボランティアです。我々もこのような案件だけを引き受けているわけではありませんが、10件も20件も無報酬でやることはできません。報酬助成制度は不可欠な制度ですので、報酬助成制度の検討や拡充くらいは記載してもいいのではないのでしょうか。

<担い手不足について>

後見制度の利用者数はどんどん右肩上がりになっていますが担い手が足りません。3士業がやっていますが、それでも追いつきません。裁判所から推薦を求められても人を出せないケースが増えてきています。担い手の育成は第二期の基本計画でも定められており、その1つが法人後見で、朝霞市の場合は社協が始め、今年の5月か6月頃1件目を受任したと聞いておりますが、それを増やしていかなければなりません。

それだけで足りるかということそうでもなく、どこの自治体でも担い手の育成のために市民後見人

の養成を進めています。その養成方法もいろいろありますが、15年くらい前に「市民後見人」と言われ出した頃、後見の講座をかなり開きましたが、当時は裁判所が積極的ではなく、養成はしたけれど後見人に選ばれないというケースが結構多くあり、下火になってしまいました。今回は第二期の基本計画で、中核機関が市民後見人として大丈夫であるとお墨付きを与えたのであれば、裁判所もなるべくその人を選ぼうという傾向になりました。市民後見人の養成をゼロベースから行うことは難しく、最近では県が市民後見人の養成講座を開き、やったことのない自治体に便乗してほしいという制度を始めました。もちろんそれは入口のところで、中核機関も顔が見えない市民に市民後見人をお願いしてある人の財産を任せるということは難しいため、最終的には顔が見える関係にならないといけません。県の講座を利用するかどうかはともかくとして、市民後見人の養成くらいことは記載したほうがいいと思います。

○丸山委員長

高橋先生、江口先生ありがとうございました。60、61ページの「方向性（2）権利擁護と尊厳の確保（成年後見制度利用促進計画）」は、元々かなり不足もあると思いますが、ご意見ご質問はございますか。

○池田（直）委員

まったく私たちがやっていないことをやろうとすることは、ここで話すことではなく、ここで決められることではないのではないのでしょうか。もう少し私たちに分かりやすくまとめていただいて、次回以降議論できればいいと思います。申し訳ありませんが、あまりにも難しく、お二人の話にはついていけませんでした。スライドがあればよかったのか、何が足りないのか、検討していただきたいと思います。おそらくこれだけで2時間の会議の内容ではないのでしょうか。

○事務局・佐藤

先生方のご意見ありがとうございました。ボリューム感も多い議題ですので、いただいたご意見で足りない部分は重々理解していますので、次回の会議までに修正し、盛り込んでいきたいと考えております。ご指摘のとおり、朝霞市は成年後見制度については非常に遅れています。部長になってから取組を進めてまいりました。福祉相談課に窓口を設置し、社協には法人後見をお願いし、予算も確保しました。ただ、中核機関はまだ立ち上がっておらず、今後計画に盛り込まなければなりません。具体的な案をお示しし、次回ご意見をいただくのがいいと思います。ほかにご質問やご意見あれば承っていきます。

○岡田委員

もしやりたい人がいた場合に窓口があるのか伺おうと思ったのですが、今の説明であるとおっしゃっていました。そういう方には対応されているということですね。

○事務局・萩原

成年後見制度そのものは、高齢者の部門でパンフレットもつくりいろいろな所に置いていますが、まだ周知されていないようです。相談は福祉相談課で受けるようにしています。

○横田委員

高齢でエアコンをつけるのを嫌がり、家はゴミ屋敷等々、課題が山積しているけれども後見人の成り手がいないというのが現状で、どこの市町村も困っています。朝霞市はそこまでもいっていませんが、緊急に計画に盛り込んでいただき、具体的に1つずつ対応していくことが必要だと思います。これは行政だけではできないので、時間がかかりますが市民後見人を養成し、あらゆる手立てを考えながら1歩ずつ進めていかないと追いついていかないのではないのでしょうか。これだけの高齢社会で、難しい問題を抱えている方がたくさんいる中で、まずは1歩計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

○中村（加）委員

先生お二方のお話で、朝霞市の遅れについてはよく分かりました。ただ、予算とか契約のことはこの場ではできないというお話もありましたので、次の会議でどんな案が出てくるか期待したいと思います。

○宮本委員

確かに話としては難しい部分もありましたが、お二人に来ていただいたのはとても意味があると思います。しかし、何のために来ていただいたのか、委員と事務局との間に温度差があったようです。例えば、事前に事務局がお二人にヒアリングに行き、まとめた結果を委員会に出してもらうとか、逆に議事録に残したいからお二人に来てもらうとか、もしかしたら専門用語が出てきて難しいかもしれない等、事前にいい意味で根回ししておくとか、そういう必要があったのではないのでしょうか。お二人に来てもらったのはご意見を次の計画に反映させるためである、といった地ならしをしていただかないと、参加者の理解に差が出てしまいます。今後の委員会の進め方についてはご配慮いただきたいと思います。

○丸山委員長

委員会の進め方とともに、計画作成において、おそらく地域福祉計画の位置づけが変わってきており、さまざまな施策に横ぐしを刺していくので、どんどん幅が広がってきています。他の自治体では、ここに自殺予防等も入れていたり、保健医療系のものが入れたりしています。かなり横に広がっています。さらには、介護保険や障害者支援の計画の一部分も載せなければならなくなっています。すでに進めている自治体では、部会をつくって検討し、部会の代表者と市民の委員とで地域福祉計画を作成するところもあります。今期まではこの形ですが、これだけ他の計画も中に入れ込もうとすると、専門性という部分でなかなか理解が進まないため、次期からは地域福祉計画の位置づけの変更も意識して、計画の進捗状況と策定について検討が必要だと思います。

時間も押しているため、事務局より説明をいただきたいと思いますので、まずは江口委員・高橋委員、参加していただきありがとうございます。

○江口弁護士

難しくなってしまう、大変申し訳ございません。素案を見せていただきましたが、後見のことは

書いてあるため、後見の話は多少なりともご理解していると思い進めてしまいました。計画の中では、やはりこれに織り込むしかないのです。詳しい話は審議されていないのであれば別の審議会で議論していこうということです。もちろん、計画に織り込む中でも基礎的な後見制度の理解は大前提になってくると思いますので、その説明が至らなかったのは申し訳ありませんでした。

○池田（直）委員

こんなに朝霞市が遅れているということの説明を市が入れてこなかったため、江口先生には申し訳なかったと思います。教えていただいてありがとうございました。

○江口弁護士

次回呼ばれたらまたご説明に上がります。

○丸山委員長

前回の会議では弁護士さんたちがいらっしゃるということは了解していただきましたが、そのとき、そもそもこの計画は何なのかということを十分説明できていなかったため、それは委員長と事務局の落ち度です。申し訳ございませんでした。

◎3 議題（４）その他について

○丸山委員長

最後に事務局より追加の説明をお願いします。

○事務局・高麗

４点ほどお知らせがあります。

次回の推進委員会は、１０月１４日１０時から本日の会場にて開催の予定です。

「第４期朝霞市地域福祉計画及び第４期朝霞市地域福祉活動計画 令和６年度進行管理・評価シート」をお渡ししていますが、推進委員会において、評価を事業ごとに細かく記載されていたため分量として多過ぎるという課題と、高齢者福祉や障害者福祉等の個別計画の評価と地域福祉計画の評価が二重になるという課題があったため、令和６年度分の評価から、こちらのシートを第５期の評価も見据えながら項目を絞り実施しており、使用したいと思います。次回以降で協議していきますので、確認をお願いします。

素案について本日いただいた意見以外にも何かございましたら、８月２９日までにお寄せください。参考様式としてお配りした「素案へのご意見・ご質問等」の紙に記入していただくか、自由形式でメールや電話でもご意見をいただきたいと思います。

コミュニティソーシャルワーカーについて社協より連絡があります。

○事務局・秋山

７月からコミュニティソーシャルワーカーを配置いたしました。詳しくはチラシをご覧くださいと思いますが、もし皆様の周りに気になる方がいらっしゃいましたら地域福祉推進係までご連絡ください。また逆にこちらから、気にかけていただきたいとか支援していただきたいということ

で、お声がけすることもあるかと思うしますので、ぜひご協力をお願いします。

○丸山委員長

予定より大幅に超過してしまい申し訳ありません。皆さんからいろいろな基本的な意見がたくさん出ましたので、次回に向けて調整していきたいと思います。ご意見等があれば事務局までお寄せください。本日は土佐委員が欠席のため、副委員長のまとめはありません。

◎4 閉会

○丸山委員長

これで第2回目の推進委員会を終わります。お疲れ様でした。